



災害件数（令和7年 9月11日～12月15日）

- ・火 災 2件（年間 4件）
- ・救 急 消防署 105件（年間 384件）
- 上流出張所 67件（年間 243件）
- 合 計 172件（年間 627件）



火災予防条例改正！

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災をはじめ、全国で相次ぐ林野火災を受け、令和8年1月1日に那賀町火災予防条例が改正されました。

何が変わった？

大きな改正点として、「林野火災注意報」と「林野火災警報」の発令について明記されました。具体的な発令の基準としては、那賀町内の気象状況が以下の場合に発令されます。

～林野火災注意報～

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発令中

～林野火災警報～

- ①林野火災注意報の基準に加え、強風注意報が発令中

林野火災注意報（警報）が発令されるとどうなる？

林野火災注意報（警報）の発令中は、町内での火の使用に制限がかかります。

主なものとして

- ・山林、原野、草地等に火入れをしない
- ・煙火（花火）を消費しない
- ・屋外で火遊びやたき火をしないなど



火の使用制限に従わなかった場合、30万円以下の罰金又は拘留に処される可能性があります。

徳島県林野火災アラートとの違いは？

県の取り組みとして、令和7年11月9日から「徳島県林野火災アラート」の運用が始まっていきます。

徳島県林野火災アラートは第1段階「林野火災警戒アラート」と第2段階「林野火災特別警戒アラート」で構成されており、県内的一部の地域で、林野火災が発生しやすい状況になった場合に発表されます。

那賀町内に林野火災注意報（警報）が発令されていなくても発表される場合がありますが、県内全体で見ると林野火災が発生しやすい状況になっていますので、屋外での火の取扱いは極力控えるようにしてください。

焼却行為は原則禁止！（一部例外を除く）

廃棄物の焼却については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって一部の例外を除き、原則禁止されています。

違反した場合、5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金、又はこの両方を科される場合があります。

（例外の一例）

- ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの など

ただし、周辺地域の生活環境に影響があるものは例外として認められる場合もありますので、ご自身では判断せず、那賀町役場環境課へ問い合わせて指導を受けてください。

問い合わせ先 役場環境課 62-1192

焼却時には消防署へ届出を！

例外に該当して焼却を行う場合には、那賀町火災予防条例第45条に基づく、消防署への事前の届出が必要です。（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出（たき火を含む））

この届出は、消防機関が事前に火災でないことを把握し、誤認による消防車の出動を防ぐためのものであって、那賀町消防本部として焼却行為を許可するものではありません。

（届出先） 那賀町消防署 62-1119、上流出張所 67-0625
※届出は最寄りの署所へお越しの場合は電話連絡でも可能です。

那賀町防災アプリをダウンロードしましょう！

林野火災注意報（警報）をはじめ、防災に関する緊急情報は防災行政無線での放送と「那賀町防災アプリ」で配信されます。ダウンロードがまだの方は、ダウンロードをお願いします。

徳島県林野火災アラートその他、県の防災情報は徳島県公式LINEで配信されています。こちらも合わせて友達追加をお願いします。



那賀町防災アプリのダウンロードはこちら



徳島県公式LINEアカウント

全ての住宅に設置が義務付けられています 家族を守る 住宅用火災警報器